

記入例

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

2023 年 1 月 31 日 提出

長崎県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2022 年 1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	42****	開設許可証(又は管理番号通知書)の「42」から始まる6桁の番号を記載。
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	〇〇家畜人工授精所、 ●●市□□町**番地	
3	家畜の種類及びその業務の別	1、5	備考3を参照し該当する番号を記載。 精液若しくは受精卵又はこれらの保存は「5」を記載。
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	30	備考2を参照し該当する番号を記載。 牛は「1」を記載。
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	150	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	5	精液等のストローの本数ではなく、取引等の延べ回数を記載。 ※他農場の雌畜に精液等を注入した場合は、譲渡に数えます。
7	家畜受精卵を譲受した件数	10	

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬
 - 4 山羊
 - 5 めん羊
- 3 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、又は処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限って記載すること。